岐阜大学職員組合 中央執行委員長 伊藤 昭 2012年6月7日

要求書

5月25日に吉村理事から懇談という形で、国家公務員に準じた平均7.8%の賃下げ提案がありました。その場において、我々は賃下げの必要性を職員に説明し職員からの意見を聞く場としての説明会の開催を求めましたが、6月7日時点では具体的な行動がとられていません。6日付で学長名による「給与の減額支給について」なる文書が学内向けホームページに掲載されましたが、職員への周知さえなされず、この問題に対して「職員の理解を求める」執行部の姿勢そのものを疑わせるものです。

我々は、今回の震災復興を口実とした独立行政法人にたいする賃下げの動きが、社会通念上からも、また法律的にも合理性・公平性を欠き、不当・不法なものであると考えています。事実、政府自らもこの不当性を認識しており、政府は各独立行政法人に対して、「自主的に」賃下げをするよう要望することしか行えず、また大学当局から賃下げの理由としてあげられた運営費交付金の削減についても、正式には未だに何も決められない状態です。

人件費は下げれば下げるだけ大学の経営に有利である、というわけではありません。大幅な賃下げは 我々労働者の生活を破壊し、それが仕事の様々な分野での士気低下、帰属意識の喪失による職場の生産 性低下、また人材の流出による教育・研究・医療水準の低下など、賃下げで得られる金額以上の不利益 を大学に生じさせることが予想されます。

このような状況下で、本来なら大学の研究・教育・医療を守るためには身を犠牲にしてでも行動すべき大学執行部が、政府・文科省からの正式な通達を待たずに、「自主的に」賃下げを行い、「自主的に」 運営費交付金を返納することを決めようとしていることに対しては、我々は驚きと失望を隠せません.

以上のことから、我々は大学執行部に対して次の要求を行います。

要求事項

- 1. 「懇談会」で説明がなされた平均7.8%の賃下げ案を撤回すること.
- 2. 賃下げを撤回できないのであれば、学長自らが、客観的データに基づき賃下げの必要性を説明、職員の生の声を聞く説明会・討論会を早急に開催すること、職員皆が納得できるまでは、賃下げを強行しないこと、
- 3. 賃下げの必要性、もしくは賃下げ回避・賃下げ幅縮小の可能性を検証するための、労使もしくは職員の全ての階層の参加する運営費交付金使途検討会(仮称)を設置、全職員のコンセンサスの下でこの問題に対処すること。

上記の問題について、労使で協議を行うための団体交渉を、遅くとも6月15日までに行うこと、

大学執行部が、万一我々の声を無視して賃下げを強行するようなことがあれば、我々としては法的手段を含めて対抗策をとらざるを得なくなり、そのような事態は大学構成員全員にとって不幸なことであると思います。大学執行部が、岐阜大学のために、正しい決断をされることを期待します。